MC テックニュース No.03 2015 年3月

1. マイナンバー制度への準備」

マイナンバー制度とは

マイナンバー制度とは、正式には「社会保障・ 税番号制度」といい、国民には個人番号(マイナン バー)を、法人には法人番号という固有番号を付与 する制度です。個人番号(マイナンバー)は住民票を 持つ全ての人(外国人を含む)に一つの番号を付けて、 複数の機関に存在する同一個人の情報を紐つけ効率的に情報を管理するための番号です。今年10月より一人一人に市区町村から「通知カード」が送られ、翌年の2016年1月から利用開始となります。市区町村に申請すると希望者にはICチップを埋め込ん

▼マイナンバー制度の概要

| | 個人番号 (マイナンバー) | 法人番号 | |
|-------------|---|-------------------------------|--|
| 対象 | 住民基本台帳に登録されている全国民 一定の外国人 (中長期在留者、特別永住者 等) | 国の機関 地方公共団体 設立登記をした法人 等 | |
| 付番者・ 通知者 | 市区町村長 | 国税庁長官 | |
| 通知方法 · 通知時期 | 付番対象者全員にマイナンバー記載の 通知カードを配付 (2015 年 10 月) | 書面にて通知 (2015年10月) | |
| 桁数 | 数字 12 桁 | 数字 13 桁 | |

だ顔写真付きの個人カードが配付されます。給付の申請や確定申告の際、業務窓口にカードを提示することで他の行政機関であらかじめ住民票や証明書を取得しておくという面倒はなくなります。

▼マイナンバー制度における法人での必要業務

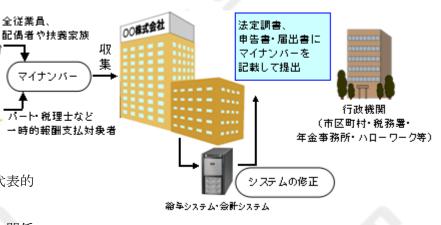
法人に必要な対応

マイナンバーは、社会保障の 分野(年金、雇用保険、医療保 険、福祉・介護その他)や税の 分野(国税、地方税)や災害対策 分野において迅速な情報の利用 や授受を実現する仕組です。

よって、民間企業の最も影響を受ける代表的な業務が「人事・給与」です。

税務署や市区町村、年金事務所といった関係機関に提出する法定調書や各種届などにマイナンバーの新たな追加が必要になります。また、健康保険、厚生年金保検、雇用保険における被保険者資格の取得・喪失などの届出にもマイナンバーを記載することになります。

その他には、外部の専門家(顧問弁護士、会計士、社労士など)に支払う報酬もマイナンバーの対象業務ですから、外部の専門家の方からもマイナンバーを取得する必要があります。



▼マイナンバー制度におけるタイムスケジュール



システムの修正

人事給与システムや会計システムから出力 する帳票類にマイナンバーを記載するため には、現在使用しているシステムの修正が 必要です。

マイナンバーの記載が必要な帳票をピッ クアップして、マイナンバーや法人番号の 項目の追加、帳票のフォーマット変更、画 面変更などの作業を、システムベンダー等 へ依頼しておかなければいけません。

▼マイナンバーの掲載が必要な帳票(給与業務関連)

| 分野 | 主な帳票 |
|------|--|
| 国税 | ・給与所得の源泉徴収票・給与所得者の扶養控除等(異動)申告書・保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書 |
| 地方税 | ・給与支払報告書 |
| 社会保障 | ・雇用保険被保険者資格届 ・健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届出書 |

◆◆「マイナンバーのメリットは?」

マイナンバーはこれまでのところ、公的機関にメリット をもたらすだけのもののようです。1つは、税負担を不当 に免れることや給付を不正に受けることを防止する目的が

あります。2つめには、行政機関や地方公共団体で、個人情報の確認、照合に 使っている時間や労力を減らし情報の連携によって作業の重複がなくすという 公的機関の事務効率アップが目的です。その結果、私たちのメリットとして、 引っ越し時や確定申告時など、これまで住民票や各種証明書の添付書類が必要 だった申請や届け出に添付書類が不要になり、手続きが軽減されます。

▼人事給与システムへの影響例 (源泉徴収票の変更)



(A6サイズ)



さらに将来、公的機関のオンライン化が進めば、役所に足を運ぶ必要もなくなるかもしれません。

今はまだ民間企業のマイナンバー利用は認められていませんが、認められるようになると銀行口座の開設 や携帯電話の申し込みなど本人確認が必要な取引において、手続きが軽減されると期待されています。

2.「Windows Server2003 サポート終了後のセキュリティ対策」

サポートの終了

マイクロソフト社のウィンドウズサーバー2003 のサポート期間が 2015 年 7 月 15 日で終了します。 セキュリティ対策の観点から新しい OS に切り替 えることを推奨していますが、移行が間に合わない 🖊

2015年 2018 2019 マイクロソフト サポート期間 Windows 2015/7/15まで Server2003 かなくとも 2017/12/31经 トレンドマイクロ 仮想パッチ対応 Deep Securityによる 脆弱性対策 トレンドマイクロ Safe Lockによる Safe Lockのサポート期間 脆弱性対策 少なくとも 2019/1/31经

場合に、移行するまでの間、暫定的でもセキュリ ティ対策を取る必要があります。

仮想パッチで脆弱性を保護する

「仮想パッチ」とは、マイクロソフト社から提供 されていたセキュリティのための更新プログラム

> が提供されなくなるため、セキュリティソフ ト会社が用意した脆弱性をブロックするプロ グラムのことです。「正規パッチ」に対して「仮 想パッチ」と呼ばれています。

正規パッチが提供されている間は、傷口と いう脆弱性が見つかっても直ぐにふさがるの で、ウィルスは侵入できません。しかし、サ ポート終了後は新たな傷口が治療できません ので、絆創膏の役目を果たす仮想パッチが、

ウィルスの侵入を防ぐのです。

仮想パッチによる脆弱性対策はマイクロソフトの 0S のサポート期間に依存しません。例えばトレンドマイクロの Deep Security という商品は、ウィンドウズサーバー2003上での動作を2017年12月31日までサポートしています。

システムを特定用途化(ロックダウン)

「ロックダウン」とは、予め許可リストに登録 したアプリケーションしか実行を許可しない仕組 です。もしも、ウィルスソフトが侵入して活動を ✓ 始めようとしても、許可リストに登録されていないた めに起動することができません。

<u>リスクが</u>低くなるだけ

しかし、あくまでも「仮想パッチ」や「ロックダウン」はセキュリティリスクを低減しているにすぎない暫定的な対策です。また、サーバーは長く使用すればするほど故障率は高くなりますから、データの安全のためにも、サポートの期間中にサーバーを最新 OS に移行することをお勧めします。

◆◆◆「Windows Server2012 で仮想化を実現!」 ◆◆◆

最新 0S ウィンドウズサーバー2012 は、標準で搭載されている仮想化ソフト「Hyper-V」の機能を強化してしています。(バージョン $2.0\rightarrow 3.0$) マイクロソフト社も、仮想化ソフトのためにわざわざお金を出すものではないと Hyper-V を推奨しており、その結果初めて、仮想化ソフトの分野で Hyper-V は VMware のシェアを抜きました。(2012 年第 4 四半期)

ウィンドウズサーバー2003の切り替えに、仮想化も考慮に入れてみてはいかがでしょうか。

附;「ソフトウェア導入に出る補助金」

<u>ものづくり補助金</u>

安倍政権下で、平成 24 年度補正予算から始まった中小企業に 対する補助金や助成金のなかで、「ものづくり補助金」と呼ばれ ているものがあります。毎年名称を変えていますが「ものづくり」 の製造業の競争力強化を支援し経済の活性化の実現をめざすと いう主旨は変わりません。(平成 26 年度は「ものづくり・商業・ サービス革新補助金」が正式名称)

この補助金は、「中小ものづくり高度化法」に基づく事業が対象で、試作品の開発や生産プロセスの革新等を目的とする設備 投資等に対する補助金です。この「生産プロセスの革新等」という箇所に、生産管理システムなどのソフトウェアが該当します。

申請と採択

都道府県の中小企業団体中央会の 公募に対し、支援を受けたい企業が 申請を行い、採択後に補助金を受け 取ることができます。

過去の採択率は、平成 24 年度の 申請 23,971 件に対して採択 10,516 件の約 43%、平成 25 年度は 36,917 件に対し 14,431 件の約 39%です。

今年度の1次公募は既に始まって

▼「ものづくり補助金」の概要

| みなさま | (ものづくり中小企業・小規模事業 | 者試作開発等支援補助金) |
|---|---|--|
| お客さまニーズに対応 | した試作品の開発・設備投 | に使えます。 |
| 「中小ものづくり高度化法」22分野の | 技術を活用した事業であり、競争力強化を | 行う事業に対する補助です。 |
| 最大で、1,500万円の事 | 業に1,000万円の補助(補) | 助率:2/3)が出ます。 |
| 対象経費~原材料費、機械装置費、 の補助も可能です。 | は作品の開発に係る経費(人件費を含む) | 等に使えます。 数百万円単位の小口 |
| | 集計画づくりをサポートしま | ŧ. |
| | 等が確認されている必要があります。難し | |
| 下さい。 | AN HEIDCAL CO. DED SCHOOL OF S. BIC | Control of the Contro |
| ▼ 以下のような | 、積極的な取り組みに使え | る補助金です ▼ |
| ①試作品の開発 | ②試作開発+テスト販売 | ③設備投資 |
| ニッチ分野特化型 | サービス化型 | 小口化·短納期化型 |
| 新色性が低づかない。または 市場機関がかないためかみ。 しない機関となっているニッチ 分野について、自分たの悪い 技術力と機動力・素軟性を 活かし、製作開発を行いたい。 | 例)第二学注し、製品を作るだけ でなく、概率の製品イメージを もだに、条年地った地面と経験を 活用し、よりよい製品を作るため の扱作機を行い、機械的に 技術したい。 | 例)等をで対応して扱いが、 いたニーズに応えるため、 バーコードによる工程・原金等 システムを乗り、 数差管型 効率化と納剤短線化を実現 したい。 |
| ちいさな企業 | ※ ワンストップ化型、 | 主産プロセス強化型 もあります。 |
| 任されるよう | 子さん 子さん 世界中の工場で生産されている部品のマ になったのは、急な依頼への対応力を身 鬼戦する気持ちを形にしてきたから。(ダ | けにつけたことと、 |

ものづくり補助金

| | 平成26年度補正「ものづくり・商業・サービス革新補助金」 | | | |
|-------|--|--|--|--|
| 対象 | 日本国内に本社及び開発拠点を持つ中小企業者 | | | |
| 対象要件 | ①「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用 した画期的な試作品開発や生産プロセスの革新であること。 | | | |
| | ②どのように他社と差別化し競争力を強化するかを明記した事業計画 を作り、その実行性について認定支援機関に確証されていること | | | |
| 補助上限額 | 1,000万円(費用の2/3を補助) | | | |
| 申請期間 | 1次公募: 平成27年2月13日~平成27年5月8日 | | | |
| 申請先 | 各都道府県中央会 | | | |
| | | | | |

製造業の

おり、予算額は1,020億円なので1万件前後ではないかと予想されています。

生産管理システムの導入費用

「生産プロセスの革新」を目的とするソフト ウェアとはどういったものかといえば、製品管 理の効率化と短納期化実現のためのバーコード による工程管理システムの導入、あるいは注文 ✓ の小口化・短納期に対応するために、生産計画の自動作成や工程進捗管理などの生産管理システムの導入などが該当します。導入に関わる費用すべてが補助金の対象になります。

◆◆◆ 「 圧縮記帳と税の繰り延べ 」 ◆◆◆

補助金を利用して固定資産等を購入した場合、 補助金をそのまま計上すると益金として課税されてしまいます。よって、購入金額から補助金の額を差し引いた金額を購入価格とする税法上の処理の事を「圧縮記帳」と言います。圧縮記帳を行った場合には同額が損金に算入されます。圧縮記帳には、直接減額方式と積立金方式があります。

● 補助金と圧縮記帳の例

【設例】 トトト

国庫補助金の交付 10,000千円

固定資産の取得価額 15,000千円

·円 耐用年数 5年 定額法(償却率0.200)

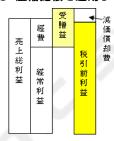
毎年の経営利益 100,000千円 法人税率 40%

直接減額方式では、固定資産の価額から補助金分を減額して、減額後の簿価を基礎として減価償却を行うため、1,500万円の機械を購入し補助金1,000万円の場合、帳簿価額は500万円となり、実態との乖離が大きくなってしまいます。この問題を解決するために積立金方式が用いられます。 積立金方式では圧縮損の影響を受けず取得価額に基づいて減価償却の簿価が決まります。

しかし、下の例でもわかるように圧縮記帳を行っても決して非課税になるわけではありません。5年間を通じて税額は同額となります。

(「課税の繰り延べ」)

● 圧縮記帳を適用しなかった場合(単位:千円)



初年度は、利益に補助金 が加わった金額がら減価 償却要を引いた分が課税 所得となり、初年度は税額 が多くなります。

| | 初年度 | 2年目 | 2 | 5年目 | ≣† |
|--------|----------|----------|-------|---------|---------|
| 経常利益 | 100,000 | 1 00,000 | | 100,000 | 500,000 |
| 補助金受贈益 | 10,000 | 0 | | 0 | 10,000 |
| 減価償却費 | ∆3,000 | △3,000 | | △3,000 | △15,000 |
| 税引前利益 | 1 07,000 | 97,000 | ***** | 97,000 | 495,000 |
| 税額 | 42,800 | 38,800 | | 38,800 | 198,000 |

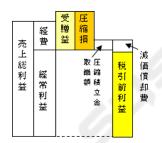
● 圧縮記帳(直接減額方式)の場合(単位:千円)

| 売 | 経費 | 受贈益 | 圧縮損 | |
|-------|------|-----|-------|-------|
| 売上総利益 | 経常利益 | | 減価償却要 | 税引前利益 |

取得価額がら補助金が 引いた金額が減価償却 の簿価となるので、毎年 の減価償却費が少なく なります。

| | 初年度 | 2年目 | | 5年目 | ii+ |
|-------|---------|----------|--------|---------|---------|
| 経常利益 | 100,000 | 1 00,000 | ****** | 100,000 | 500,000 |
| 滅価償却費 | ∆1,000 | Δ1,000 | | △1,000 | △5,000 |
| 税引前利益 | 99,000 | 99,000 | | 99,000 | 495,000 |
| 税額 | 39,600 | 39,600 | | 39,600 | 198,000 |

● 圧縮記帳(積立金方式)の場合(単位:千円)



補助金を積立金として 計上し、毎年減価償却 費と同様に、積立金を 取崩していく方式です。 経理処理が複雑になり ます。

| | 初年度 | 2年目 | | 5年目 | it. |
|--------|---------|---------|--------|---------|---------|
| 経常利益 | 100,000 | 100,000 | | 100,000 | 500,000 |
| 積立金取崩額 | 2,000 | 2,000 | | 2,000 | 10,000 |
| 減価償却費 | ∆3,000 | △3,000 | ****** | △3,000 | △15,000 |
| 税引前利益 | 99,000 | 99,000 | ****** | 99,000 | 495,000 |
| 税額 | 39,600 | 39,600 | 30.00 | 39,600 | 198,000 |

システム設計から情報分析まで

MC System

URL http://www.mcsystem.co.jp

₹450-0002

名古屋市中村区名駅五丁目 30 番 4 号 名駅 KD ビル 8 F TEL (052) 571-7011 FAX (052) 571-7013